

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（指定管理予定者の選定手続の特例）

- 5 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、旭プール及び旭児童プールのうち、市長が定める代行施設の指定管理者を指定しようとするときは、第19条の規定にかかわらず、当該代行施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 前項の場合における第20条及び第22条の規定の適用については、第20条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第5項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、第22条中「第20条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第20条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前各号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

旭プール及び旭児童プールのうち市長が定める代行施設の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市公園条例 (抄)

附 則

1 - 4 省 略

(指定管理予定者の選定手続の特例)

- 5 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、旭プール及び旭児童プールのうち、市長が定める代行施設の指定管理者を指定しようとするときは、第19条の規定にかかわらず、当該代行施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 前項の場合における第20条及び第22条の規定の適用については、第20条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第5項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、第22条中「第20条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第20条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前各号」とする。